

第7節 川の保全と再生

この節では、人と川の関わりを通して、水や生き物の豊かさが育まれ、水辺が保全・再生されることに向け、河川の水質の保全、及び水辺空間や川の再生活動を推進するための取組について説明します。

現況と課題

本県では、公共用水域の水質改善を図るため、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及による生活排水の負荷の低減、工場・事業場への立入検査による産業系排水の負荷の低減に取り組んできました。その結果、県内の公共用水域の水質は、アユが棲める水質（BOD「生物化学的酸素要求量」3mg/L以下）の河川の割合が

令和2年度には90%と、着実に改善してきています。

しかしながら、綾瀬川のように、アユが棲める水質は満たしているものの、全国水質ワースト5河川（国土交通省直轄管理区間）に該当する河川もあることから、水質の更なる改善が必要です。

「埼玉県生活排水処理施設整備構想」では、令和7年度に生活排水処理人口普及率（生活排水処理率）100%達成を目標としています。令和2年度末の実績は93.1%となっており、今後も下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を促進することが必要です。

県土面積に占める河川の面積割合が全国第2位である本県の特徴を生かし、平成20年度から清流の復活、安らぎとにぎわいの空間創出を目指す「川の再生」に取り組んでいます。河川清掃活動や環境学習などの県民運動や家庭でできる排水対策の取組は一定の広がりを見せています。川に恵まれた美しいふるさと埼玉を次世代に引き継ぐため、こうした活動を地域に定着させていくことが必要です。

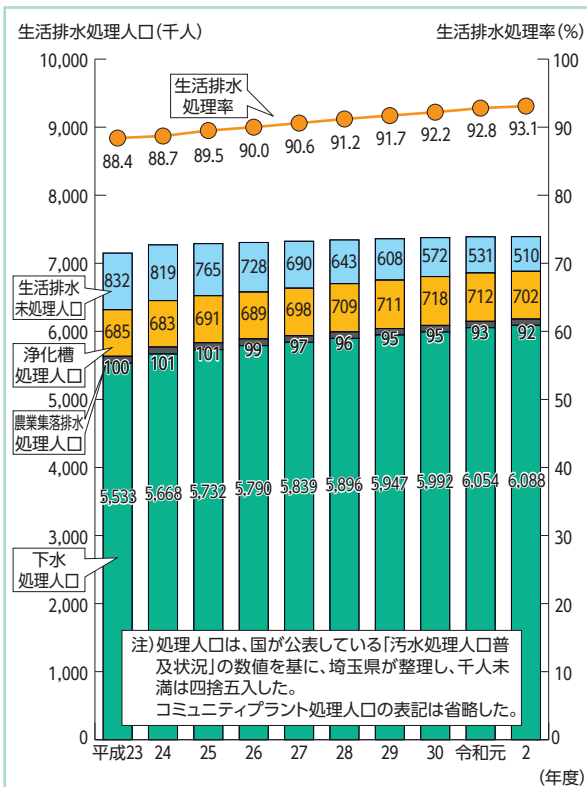


図7-1 生活排水処理人口・生活排水処理率の推移

講じた施策

1 河川の水質保全の推進

■ 下水道などの整備の促進

本県の令和2年度末の下水道普及率は、82.4%となりました。

県の流域下水道では、東京湾の赤潮や青潮の原因となる窒素やリンを低減するため、下水処理の高度処理を進めてきました。令和元年度には従来型の水処理施設に対する段階的・高度処理の工事が完了し、東京湾

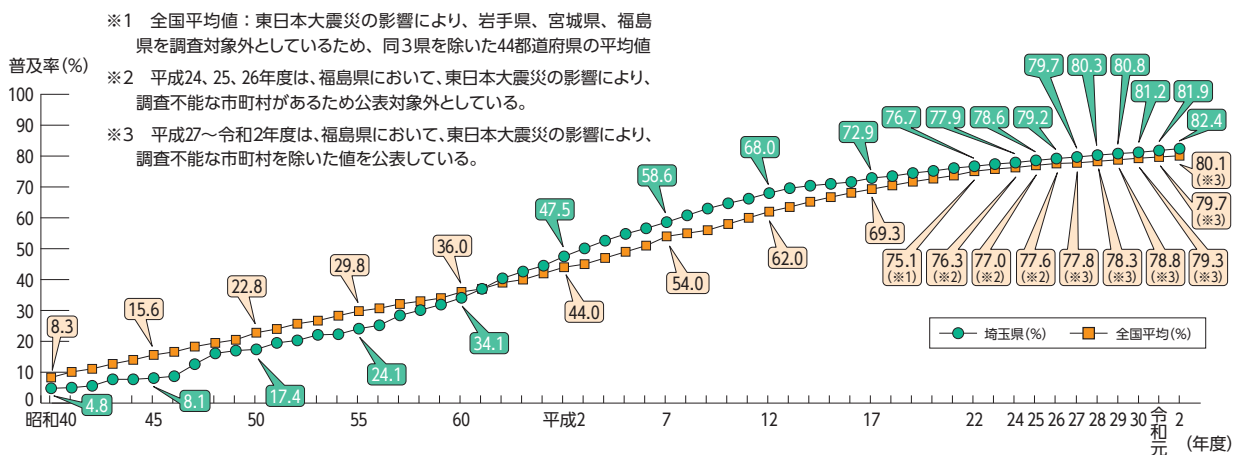


図7-2 埼玉県と全国の下水道普及率の推移

に注ぐ流域下水道で段階的高度処理を含む高度処理化率100%を達成しています。

また、令和2年度末の農業集落排水施設の計画人口に対する普及率は100%となりました。

■単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換促進

(1) 転換に対する補助制度の充実

単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している家庭からの生活雑排水は、河川の汚濁原因の約5割を占めています。河川の水質改善のためには、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を進めることが必要不可欠です。

市町村が浄化槽の設置・維持管理を行う公共浄化槽は、個人設置型よりも合併処理浄化槽転換に係る個人負担が軽減できることから早期整備に有効です。また、維持管理を市町村が行うため公共用水域の水質改善にも寄与します。このため、公共浄化槽の導入を促進しています。

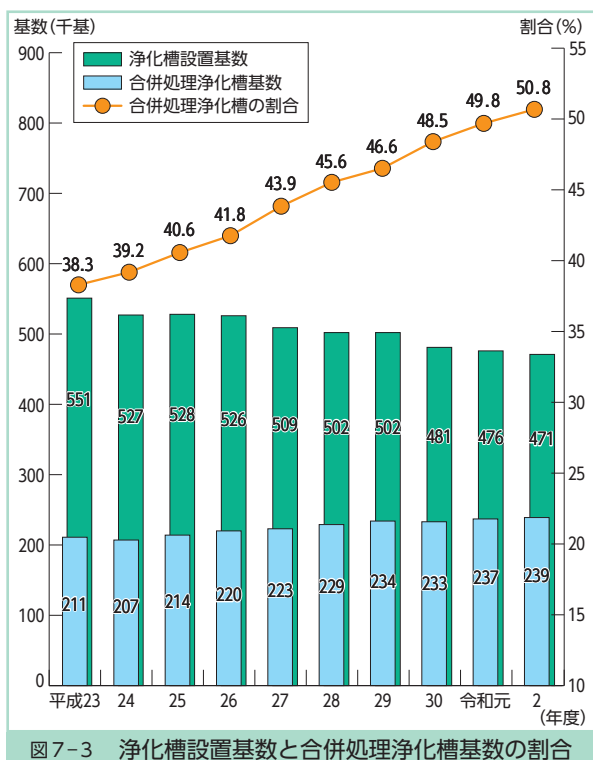


図7-3 浄化槽設置基数と合併処理浄化槽基数の割合

(2) 浄化槽の維持管理の徹底

浄化槽が十分に機能を発揮するためには、適切な維持管理が不可欠です。そこで、浄化槽管理者に対し保守点検、清掃の実施と法定検査（定期検査）の受検について啓発・指導を行っています。

また、埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例に基づき、浄化槽保守点検業者に対し、登録の有効期間（5年間）中に指定研修機関が行う研修を受講することを義務付けることで知識や技術の向上を図っていきます。

さらに、保守点検、清掃、法定検査の契約を一枚の契約書で行う一括契約制度の導入を進めるなど浄化槽管理者の利便を図り、法定検査を受けやすい環境を整

えています。

(3) 生活排水対策重点地域の指定

水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域として6流域（不老川流域、元小山川流域、中川上流域、赤平川流域、荒川上流域及び槻川・都幾川上流域）を指定しています。これらの地域では、行政と住民が一体となって生活排水対策を進めています。

■非かんがい期の農業用水路などへの通水の実施

非かんがい期（10月～3月）は農業用水の通水量が少なくなるため、用水路周辺の水環境は悪化します。このため、河川管理者との調整により通水量を確保し、非かんがい期の水環境の改善に取り組んでいます。

2 水辺空間の再生の推進

■川の国埼玉はつつプロジェクトの推進

本県は、鴻巣市と吉見町の境を流れる荒川の川幅が2,537mで日本一、県土に占める河川面積の割合が3.9%で全国第2位であり、川という資産が豊富な「川の国」です。この川のポテンシャルを生かし、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を実現するため、水辺空間の再生・創造に取り組んでいます。平成20年度から「水辺再生100プラン」、平成24年度から「川のまると再生プロジェクト」を実施し、県民や市町村と協働する仕組みで安らぎや賑わいの水辺空間を創出してきました。この取組により、地域で川を守り活用する動きが広がり、地域の資産として育てています。そこで、平成28年度から川を地域の資源として位置付け、まちづくりや観光地づくりに独自に取り組む市町村と協働して魅力ある水辺空間の整備・拡充を行う「川の国埼玉はつつプロジェクト」を実施しています。

このプロジェクトでは、市町村の提案を基に地域住民や関係団体による協議会で川の利活用、整備内容の検討及び維持管理の計画づくりを行い、工事を進めています。

令和2年度末までに横瀬川（横瀬町）、越辺川（越生町）、忍川（行田市）、高麗川（日高市）、新河岸川（川越市）、大落古利根川（杉戸町）、伝右川（草加市）、柳瀬川（新座市）、荒川（寄居町）、綾瀬川（川口市）、伝右川（川口市）、元荒川（鴻巣市）、綾瀬川（さいたま市）の13箇所です工事が完了しました。

■水辺空間とことん活用プロジェクトの推進

これまでの河川の占用は、市町村などの地方公共団体などに限られていた上、公園やグラウンドなど公共性の高いものに限定されていましたが、平成23年4月から全国で民間事業者による河川敷地の商業利用（河川空間のオープン化）が可能となりました。

そこで、本県では平成25年度から民間のノウハウや活力により、県の取組で整備した水辺などに新たな魅力とにぎわいを創出し、地域外からの入込客により地域の活性化を図るため、「水辺空間とことん活用プロジェクト」を推進しています。

令和2年度末までに、都幾川（ときがわ町）のキャンプ場、バーベキュー場、カフェ等の複合施設、荒川（秩父市）のアクティビティ施設（渓谷を渡る吊り橋とジップライン）や入間川（狭山市）のオープンカフェなど県内の12箇所で開催しています。

3 川の再生活動の推進

■川の再生に取り組む地域団体などへの活動支援

地域で川の再生に取り組む「川の国広援団」は令和3年3月末現在で707団体が登録し、県内全ての市町村で、河川清掃、環境学習、水質調査、生物調査などの活動を行っています。本県では、こうした「川の国広援団」の活動の定着と拡大を図るため、活動資機材の提供や貸出しなどの支援を行っています。

また、「川の国広援団」相互の交流と情報共有を目的とした「川の再生交流会」を開催しています。

■新たに川の再生に取り組む人材の育成

川の再生に取り組む地域団体の中には、高齢化などによる課題を抱えている団体があります。川の再生の

取組が継続するよう、川の再生交流会を開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

また、川の国広援団などが夏休みを中心に行う子供向けのイベントを「川ガキ体験イベント」と位置付け、広報や保険加入などの支援を行い、次世代の人材の育成につなげます。



写真7-1 川ガキ体験イベント

目標と進捗状況

指標	目標設定時	現状値	最終目標値	指標の定義・選定理由
アユが棲める水質の河川の割合	89% (H27年度末)	90% (R2年度末)	93% (R3年度末)	(定義) 河川水質の測定地点のうち、生物化学的酸素要求量 (BOD) の年度平均値が 3 mg / L 以下の測定地点の割合。 (選定理由) 清流に棲む印象が強い魚 (アユ) を指標にすることで、県内の水質改善の状況がイメージしやすくなることから、この指標を選定。
全国水質ワースト5河川 (国土交通省直轄管理区間)	2河川該当 (H27年度末)	1河川該当 (R2年度末)	該当なし (R3年度末)	(定義) 一級河川 (国土交通省直轄管理区間) の水質調査における河川水質 (BOD) ランキングで、ワースト5にランクされる県内河川の数。 (選定理由) 全国水質ワースト5から脱却し河川水質のイメージアップを図るため、この指標を選定。
生活排水処理率	90.6% (H27年度末)	93.1% (R2年度末)	96.4% (R3年度末)	(定義) し尿のほか台所排水など生活排水すべてが処理できる公共下水道や合併処理浄化槽などが整備された区域内の人口の総人口に対する割合。 (選定理由) 生活排水処理率の向上により河川水質の改善がされることから、この指標を選定。
川の国広援団への支援件数 (年間)	213件 (H27年度末)	88件 (R2年度末)	300件 (R3年度末)	(定義) 川の再生活動を行う川の国広援団登録団体に対する支援件数。 (選定理由) 川の国広援団の活動の活発さ及び川の国広援団サポートデスクの利便性を示す数値であることから、この指標を選定。

第8節 みどりの保全と再生

この節では、都市部を中心とした身近な緑の保全・創出や、県民参加によるみどりの再生を推進するための取組について説明します。

現況と課題

本県は首都圏に位置しながら、武蔵野の面影を残す平地林、豊かに広がる田園や屋敷林など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されています。しかし、都市化の進展などにより、緑が年々減少し、特に、ふるさと埼玉の緑を象徴する平地林が消失しています。

生活に潤いと安らぎを与え、ヒートアイランド現象の緩和など多様な機能を有する身近な緑の保全と再生、創出を推進し、豊かな生活環境を将来に引き継いでいくことが必要です。

講じた施策

1 身近な緑の保全の推進

■ 特別緑地保全地区など地域制緑地の指定

緑地は、潤いと安らぎのある都市環境の形成など多様な機能を有しています。これらの緑を保全するため、国や市町村と協力して「特別緑地保全地区」や「近郊緑地保全区域」の指定をしています。

表8-1 地域制緑地^{*}の指定状況

地域制緑地	地区数	面積 (ha)
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	35地区	56.1
近郊緑地保全区域 (首都圏近郊緑地保全法)	5区域	5,232.0
うち近郊緑地特別保全地区	1地区	60.4
ふるさと緑の景観地 (ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例)	27地区	391.7

^{*} 地域制緑地：一定の土地の区域に対して、良好な自然環境などの保全を図ることを目的に法律などでその土地利用を規制する緑地のこと。

■ トラスト保全地の取得及び保全管理

「さいたま緑のトラスト基金」を活用して、トラスト保全地の取得及び保全活動を行うなど、ふるさと埼玉のすぐれた自然や歴史的環境の保全を進めています。

■ 公有地化の推進

相続の開始などで緊急に保全が必要で公有地化する以外に保全することが困難な場合に、県と市町村が協力して、ふるさと緑の景観地及び県立自然公園等に指定された土地の一部を取得しています。平成4年度から29.2haを公有地化しました。

■ ふるさと緑の景観地の指定・維持

埼玉らしさを感じさせる樹林地を保全するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、これまでに27地区、391.7haをふるさと緑の景観地に指定しました。ふるさと緑の景観地においては、その保全と管理のための方針及びその他必要な事項を定める保全計画を策定することとしており、平成27年度末までに全27地区において保全計画を策定しました。

■ 見沼田圃^{たんぼ}の保全・活用・創造

見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針に基づき、農地、公園、緑地等としての土地利用を誘導するとともに、基本方針にそぐわない土地利用を防止するために公有地化を図りました。

令和2年度末までの公有地化面積は32.1ha（買取面積24.8ha、借受面積7.3ha）であり、県民参加の体験農園や就農希望者の実践研修の場、農家への貸付農地として活用しました。

また、見沼農業の活性化を図るため、担い手に対する栽培指導や各種イベントの開催などの支援を行うとともに、見沼田圃における農地の利用調整や農業体験教室の開催などを埼玉県農林公社に委託し実施しました。

■ みどりの三富^{さんどめ}地域づくりの推進

みどりの三富地域づくりの推進については、県及び関係市町による情報共有のため、「みどりの三富地域づくり連絡会議」を開催し、農業、環境、歴史、文化など各分野の連携体制の強化を図るとともに、情報発信に取り組みました。

平地林管理活動の促進支援については、下草刈りや落ち葉掃きなど、平地林を良好に管理するためのボランティア組織である「さんどめねっと」を運営する三富地域農業振興協議会の活動を支援しました。また企業やボランティアによる平地林保全活動を支援しました。

三富地域農業振興協議会では、農家の直接支援を希望する都市住民と、受入を希望する農家の方をマッチングする援農ボランティア制度の運営を行いました（令和2年度ボランティア活動25名、受け入れ農家14戸）。また、都市住民に三富地域の農法や平地林に対する理解を深めてもらうことを目的とした展示会及びワークショップを開催しました（約600名来場）。

さらに、三富平地林で校外学習を行う学校の受け入れと三富地域の農業に関する学習支援を行いました（2校 計276名）。

さんどめ
三富地域を活動エリアとする生産者グループやNPO等による新たな取組の支援については、生産者が自ら、さんどめ地域の農業の持続的発展のために行うPR活動などに対し支援を行いました（3団体）。

■地域と調和した都市農業の振興

農産物の生産だけでなく、緑地空間の保全や市民交流を通じてコミュニティの場の提供、洪水緩和や災害時における防災空間など、都市にとって重要な農業の多面的機能の発揮を促進しました。

また、埼玉農林業・農山村振興ビジョンに即し、都市農業振興基本法に基づく地方計画として策定した埼玉県都市農業振興計画（平成29年3月策定）に基づいて都市農業の振興に取り組みました。

特に、都市農地の防災機能を効率的に発揮するため、地域における防災協定の締結促進を行い、9市（77か所、90,039㎡）が締結しています。

2 身近な緑の再生（創出）の推進

■壁面緑化や屋上緑化などの施設緑化

緑による潤いと安らぎのある空間を創出するとともに、ヒートアイランド現象を緩和するため、民間施設等における壁面・屋上緑化などの施設緑化を進めています。

■園庭などの芝生化

未来を担う子供たちが幼少期から緑にふれあう環境を整備するとともに、けがの防止や砂塵対策などに寄与するため、幼稚園・保育所・認定こども園の園庭、小・中・高等学校の校庭を対象に芝生化を進めています。令和2年度は、芝生化に取り組む保育所16園、小中学校2校に対して費用の一部を助成しました。



写真8-1 園庭の芝生化の例

■緑化計画届出制度の充実

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、「緑化計画届出制度」を平成17年10月から施行しています。敷地面積1,000㎡以上（平成24年3月までは3,000㎡以上）の建築行為を行う場合には、一定規模以上の緑地面積を創出することとし、建築物の屋上や壁面、駐車場などの緑化を推進しています。令和2年度は391件

の届出により、約42haの身近な緑が創出されました。

■県有施設などの身近な場所の緑化

県有施設などの県民に身近な公共施設の緑化を推進するため、令和2年度は市町村施設の緑化事業10件に対して費用の一部を助成しました。

■県営公園の緑化

県民生活に潤いと安らぎを与える身近な緑の創出や憩いの場を提供するとともに、災害時の活動拠点となるなど、大きな役割を有する都市公園を整備しています。

3 緑の保全・再生のための財源確保

■彩の国みどりの基金やさいたま緑のトラスト基金の運営

緑の保全と再生を推進し、ゆとりと潤いのある自然環境を将来に引き継いでいくために、安定した財源として彩の国みどりの基金やさいたま緑のトラスト基金を適切に活用しています。

彩の国みどりの基金については、令和2年度に12億9,983万3,304円の積立てを行い、森林の整備・保全、身近な緑の保全・創出、県民運動の展開を図るために18事業を実施し、12億1,961万160円の基金を活用しました。令和2年度末の基金残高は13億4,187万7,882円となっています。

さいたま緑のトラスト基金については、令和2年度に3,061万9,544円の積立てを行い、14か所の緑のトラスト保全地の保全管理などに3,229万2,394円の基金を活用しました。令和2年度末の基金残高は、4億8,353万2,125円となっています。

4 緑の保全・再生のための県民運動の推進

■県民、市民団体、企業などとの連携による緑地保全

県民参加によるみどりの再生を推進するため、みどりの保全・創出・活用に取り組む団体・企業・グループ等50団体に対し、「みどりの活動支援補助事業」により支援しました。

また、県民がみどりの保全・創出・活用に参加するきっかけとなる活動体験の機会を提供する2団体に対し、「きっかけづくり支援事業」により支援しました。

さらに、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例により、県が認定した「市民管理協定」に基づき緑地保全を行う市民団体の活動を支援しました。

■彩の国みどりのサポーターズクラブの活動の充実

みどりの再生を県民運動として推進するため、「彩の国みどりのサポーターズクラブ」の仕組みにより、緑化講習会等の情報提供や植樹活動を行う団体・企業

に対し、必要な苗木等の提供を行いました。

■さいたま緑のトラスト運動の推進

県民、企業、団体からの寄附を主な資金とする「さいたま緑のトラスト基金」を活用し、14か所の緑のトラスト保全地の保全管理を（公益財団法人）さいたま緑のトラスト協会に委託して行ってきました。また、緑のトラスト運動の普及啓発のため、トラスト写真・動画コンクールや保全地における自然観察会やタケノコ掘りなどの普及啓発イベントを実施するとともに、児童、生徒を対象にした緑のトラスト募金や企業・団体などへの募金活動を実施しました。

目標と進捗状況

指標	目標設定時	現状値	最終目標値	指標の定義・選定理由
緑の保全面積（累計）	531ha (H27年度末)	556.8ha (R2年度末)	557ha (R3年度末)	(定義) 特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の指定面積、緑のトラスト保全地の面積、公有地化した面積、ふるさとの緑の景観地指定面積等の合計。 (選定理由) これらの緑地は、優れた自然や歴史的環境を有し、県として保全すべき緑地であることから、この指標を選定。
身近な緑の創出面積（5年間累計）	—	288.9ha (R2年度末)	250ha (H29年度～R3年度)	(定義) 「彩の国みどりの基金」を活用した緑の創出面積及び県や市町村の条例に基づく緑化計画届出制度などによる緑化面積の合計。 (選定理由) 身近な緑を創出する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。
彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数（累計）	233団体 (H27年度末)	570団体 (R2年度末)	310団体 (R3年度末)	(定義) 彩の国みどりのサポーターズクラブへの企業及び団体の登録数。 (選定理由) みどりの保全や創出を進めていくためには、企業やNPO等が自らの手で緑化活動を実践・実施していくことが必要であることから、この指標を選定。

第9節 森林の整備と保全

この節では、森林の持つ木材の生産、水源の涵養^{かんよう}、土砂災害の防止等の機能を持続的に発揮していくための、森林の適正な整備と保全の取組について説明します。

現況と課題

本県の森林は県土面積の約3分の1を占めており、そのうち約半数がスギ、ヒノキを中心とした人工林です。また、東京都、山梨県及び長野県との県境に位置する県西部には貴重な原生林も残されています。

森林は木材の生産をはじめ、水源の涵養^{かんよう}、土砂災害の防止、生物多様性の保全、快適環境の形成など多くの機能を有しています。

しかし、間伐などの手入れ不足やニホンジカの食害などにより一部の森林に荒廃が見られ、それらの機能の低下が懸念されています。また、里山・平地林は、燃料（薪炭）やたい肥としての利用が少なくなり、タケやササが繁茂し、生物多様性の低下が進むとともに、見通しがきかないなど、景観が悪化しています。

一方で、本県の森林は大都市圏から近いため、森林ボランティア活動や社会貢献を目的として企業が行う森づくり活動の場として活用しやすいという特徴があります。

そこで、林業経営が困難で、森林所有者の努力だけでは管理が行き届かない森林については、公的整備も含めた適正な森林整備を進めるとともに、森林ボランティアの受入れ環境を整備することにより県民参加の森づくりを進めることが必要です。また、県内の人工林のうち約8割が木材として利用可能な時期を迎えているため、林業生産性の向上や民間住宅や公共施設などでの県産木材の利用拡大に対する取組を支援し、森林の循環利用を進めていくことが必要です。

講じた施策

1 適正な森林整備と保全の推進

■ 公益的機能を持続的に発揮する森林の整備

水源の涵養^{かんよう}や土砂災害の防止など森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や広葉樹の植栽などの森林整備を実施しました。特に平成20年度に創設した「彩の国みどりの基金」を活用し、水源地域での森林整備や、タケやササが繁茂し荒れてしまった里山や平地林の再生などに取り組み、これまでに13,324haの森林を整備しました。また、スギ花粉削減対策として、間伐を中心としたスギの伐採や花粉の少ない品種への転換などに取り組みました。



施工前



施工後

写真9-1 森林整備施工前・後

■ 森の若返りの推進

皆伐・再造林システムの確立・普及

木材として利用可能な時期を迎えた森林において、伐採による木材生産とその跡地への植栽、獣害対策などを一貫して作業し、その後の下刈などの保育を実施する林業事業者への支援を行いました。

■ 病虫獣害対策の推進

ニホンジカによる食害やツキノワグマによる剥皮害を防止するため、侵入を防止するための柵や樹皮ガードなどを設置しました。

2 県民参加の森づくりの推進

■ 森林活動を体験できる機会の充実

森林ふれあい施設の利用促進

多くの県民が楽しみながら林業や森林などについて学ぶ機会を提供するため、体験学習やイベントの充実を図っています。また、来訪者が安全で安心して利用できるよう、施設の整備を計画的に行いました。

■森林ボランティアを行う企業・団体への支援

将来にわたり森林の有する公益的機能を維持していくため、都市住民を含めた県民参加による森づくりを進め、令和2年度末までに、242の企業・団体が森づくりに参加しています。また、埼玉県森づくりサポートセンターによる森づくりの相談業務、技術指導等を行い、新たに森づくり活動を希望する企業や森林ボランティア団体、学校などへの情報提供や支援を実施しました。

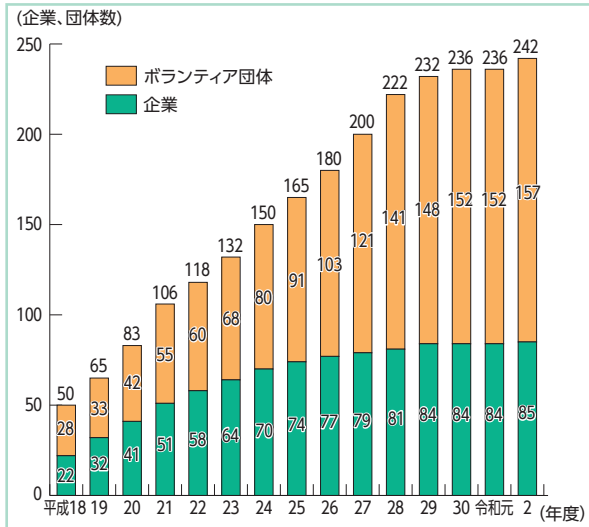


図9-1 森林ボランティア活動に参加する企業・団体数

■森林環境教育や木育の推進

森林内での様々な体験活動などを通じて、自然環境の保全や資源の循環利用など、森林が持つ多面的機能や人々の生活と森林との関係について理解と関心を深めています。また、「木育ひろば」(子供が遊べる木質化したスペース)で木育活動を実施し、木材や木製品とのふれあいを通じて木への親しみや木の文化への理解を深めています。

3 県産木材の利用促進及び率先活用

■住宅や公共施設などでの利用拡大

公共施設での利用拡大を図るため、学校等で積極的に県産木材の利用を進めるとともに、市町村の施設に対しても木材調達の助言や補助制度の導入などの支援を行いました。

また、民間住宅等における利用拡大を図るため、県産木材を使用して新築・改築・内装木質化を行う住宅や事務所等に対し、県産木材の使用量に応じた助成を行いました。



写真9-2 県産木材で建築した住宅

■安定的な供給体制の構築

県産木材の供給体制の整備

県産木材の利用拡大を図るためには、品質が確保された県産木材を安定的に供給する必要があることから、「さいたま県産木材認証制度」の運営及び森林の国際認証の取得に対して支援を行いました。

目標と進捗状況

指標	目標設定時	現状値	最終目標値	指標の定義・選定理由
森林の整備面積 (5年間累計)	—	8,206ha (R2年度末)	12,500ha (H29年度～ R3年度)	(定義) 間伐や植栽、下刈などの森林整備を実施した面積。 (選定理由) 水源涵養機能などの森林が持つ公益的機能を持続的に発揮させるためには森林整備が不可欠であるため、この指標を選定。
森林ボランティア活動に参加する延べ人数(年間)	25,500人 (H27年度末)	21,800人 (R2年度末)	28,500人 (R3年度末)	(定義) 森林ボランティア活動に参加した人数。 (選定理由) 参加者が増えるほど、県民参加の森づくりの割合が高まったことを示すことから、この指標を選定。
県産木材の供給量(年間)	87,000m ³ (H27年度末)	96,000m ³ (R2年度末)	116,000m ³ (R3年度末)	(定義) 県内の森林から伐採・搬出され、利用される木材量。 (選定理由) 県産木材の利用状況を示すことから、この指標を選定。
作業道の延長	471km (H27年度末)	696km (R2年度末)	860km (R3年度末)	(県議会による追加指標)

第10節 生物多様性の保全

この節では、本県における生物多様性をとりまく現況及び課題、並びに生物多様性の保全に向けての取組について説明します。

現況と課題

地球上では、現在、生物多様性が様々な危機にさらされており、それは人間活動による影響が主な要因と言われています。我が国における生物多様性を悪化させる要因として、開発や乱獲、里地里山などに対する人の働きかけの縮小、さらに、外来生物や化学物質、地球温暖化による影響が上げられています。

本県では特に里地里山などに対する人の働きかけの縮小、外来生物が問題となっています。

具体的には、ニホンジカやイノシシなど一部の野生動物の個体数が増加しており、生息地域の森林生態系に影響を与えています。さらに、中山間地域における人口減少などが加わり農林業にも大きな被害を与えています。また、外来生物であるアライグマ、コクチバスやオオクチバスなども増えており、生態系へ悪影響を及ぼしています。

そこで、「埼玉県生物多様性保全戦略」を策定し、希少野生動植物の保護など様々な施策に取り組んでいます。今後も、生物多様性保全への意識の浸透や各地域での具体的な活動への展開が必要です。

講じた施策

1 生物多様性保全の全県展開

■埼玉県生物多様性保全戦略の普及・啓発

県の生物多様性の保全に向けての基本的な施策をまとめた「埼玉県生物多様性保全戦略」を平成30年2月に策定しました。令和元年度は、その冊子の配布や概要版の作成、公開により普及啓発を図りました。本戦略に基づき、県、市町村、企業、NPO等、県民が連携・協働し、それぞれの役割の中で生物多様性を保全し持続可能な利用の実現を図ります。併せて、本県の彩り豊かな自然が育む生物多様性に富んだ自然共生社会づくりを目指します。

■外来生物分布状況の把握

県内におけるクビアカツヤカミキリの侵入及び被害状況を把握するため、県民参加による発見調査を実施し、データを収集しました。

■県民による自然環境保全活動の推進

(1) 希少野生動植物保護推進員などとの連携

保護推進員7名を委嘱し、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」で指定する「県内希少野生動植物種」の自生地巡回等を行い、生息・生育状況の把握に努めました。

(2) 傷病野生鳥獣保護ボランティアとの連携

傷病野生鳥獣を治療するため、県獣医師会に委託して、令和2年度は45の保護診療機関を指定し、618羽(頭)を治療しました。

さらに、傷病野生鳥獣保護ボランティアについては平成26年度から登録制度を開始し、治療後の鳥獣が再び自然に復帰できるまでの間、保護・飼養を依頼するボランティアの確保に努めました。令和2年度末では、個人及び法人で合計60者が登録しており、傷病鳥獣の野生復帰を支援しました。

2 希少野生動植物の保護の推進

■希少野生動植物の継続的調査と普及啓発

保護対策の基礎資料として、絶滅の危機に瀕している野生生物の評価を行い、その生育状況をまとめたレッドデータブックを作成しています。現在、「埼玉県レッドデータブック動物編2018」、「埼玉県レッドデータブック2011植物編」を発行し、県民に情報を公開しています。

■保護増殖活動の推進

多様な種の野生生物を県民共通の財産として次代に継承するため、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」を平成12年3月に制定しました。平成12年12月にムサシトミヨ、サクラソウなど17種、平成13年12月にはトダスゲなど5種を「県内希少野生動植物種」に指定し、現在、22種(動物3種、植物19種)の捕獲・採取を制限しています。また、保護管理事業計画を策定した15種については重点的に保護増殖に取り組んでいます。

また、オオタカの保護のため生息状況調査を実施しています。



写真10-1 ムサシトミヨ



写真10-2 サクラソウ

3 野生鳥獣の適正な保護管理

■野生鳥獣による生態系などへの被害の防止

県の鳥獣保護管理に関する施策を推進するため「人間と鳥獣との共生」や「生物多様性の保全」を基本理念とする第12次鳥獣保護管理事業計画（計画期間：平成29年4月1日～令和4年3月31日）に基づいた保護管理対策を実施しました。近年、生息域の拡大により生態系や農林業への被害が特に著しいニホンジカ、イノシシについては、第2次第二種特定鳥獣管理計画（計画期間：平成29年4月1日～令和4年3月31日）に基づき、わなの狩猟期間を延長（1か月）することでニホンジカやイノシシの捕獲を促進し、さらにニホンジカについては、管理捕獲の実施等の対策を行いました。

また、令和2年度末時点で、鳥獣保護区（狩猟を禁止）64か所30,415.7ha、特定猟具使用禁止区域（銃）（危険の予防等）126か所209,117.4ha等を指定しており、鳥獣の生息環境を保全整備し狩猟の適正化を図りました。

■野生鳥獣の生息状況調査や狩猟などによる個体数管理 森林生態系や農林業被害に大きな影響を与えている

ニホンジカの生息数や生息密度を把握し、管理の指標とするためのニホンジカ生息状況調査及び県内の水産業被害等に影響を与えているカワウの生息数を把握するためのカワウ生息状況調査などを行いました。また、県内のガン、カモ、ハクチョウ類の冬季生息状況等を把握するためガンカモ類の生息調査を令和3年1月16日～18日を中心に県内162か所の河川、池沼、湿地等で行い、22種29,803羽の生息を確認しました。

狩猟、許可捕獲（主に有害鳥獣捕獲）及び管理捕獲によって、令和2年度はイノシシ704頭、ニホンジカ4,648頭、カワウ142羽が捕獲されました。



写真10-3 ニホンジカによる樹皮の食害

■野生鳥獣を保護管理する担い手の育成・確保

野生鳥獣被害を防止する役割を担う狩猟者の確保及び狩猟の適正化を図るため、狩猟免許試験、適性検査等を実施し、令和2年度は狩猟免許交付を166件、狩猟免許更新を746件行い、令和2年度末の有効免許件数は5,076件となりました。

また、実際の狩猟経験が少ない狩猟免許保持者を対象とし、ニホンジカ捕獲実践研修を行い、実践的な捕獲ができる狩猟者を育てています。

鳥獣保護管理員（令和2年度は77人）を設置し、狩猟の取締り、鳥獣の生息状況調査などを行いました。

鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間ポスターの原画の募集を行い、令和2年度は269点の応募がありました。

■野鳥における鳥インフルエンザなどの対策の実施

野鳥等の異常死が確認された場合、関係機関と協力して死因を究明するために、鳥インフルエンザ等の検査を実施しています。令和2年度は、死亡野鳥等の調査13件について鳥インフルエンザの簡易検査・確定検査を実施し、結果は12件陰性、1件陽性でした。陽性1件については、野鳥監視重点区域等において緊急に野鳥の生息状況調査等を実施しました。

また、野鳥における鳥インフルエンザの早期発見のため、環境省が実施するガンカモ類の糞便採取調査に協力しました。

4 侵略的外来生物の計画的防除

■外来生物の情報収集及び駆除

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき特定外来生物に指定されている生物を駆除することにより、生態系、人の生命・身体及び農林水産業等への被害防止を図りました。県内において、被害防止対策が必要な生物として、令和2年度は10市町でカミツキガメ25頭を駆除しました。また、県内16市町の431か所1,070本のサクラ等の樹木を食害していたクビアカツヤカミキリの成虫861頭、幼虫183頭を駆除しました。



写真10-4 カミツキガメ

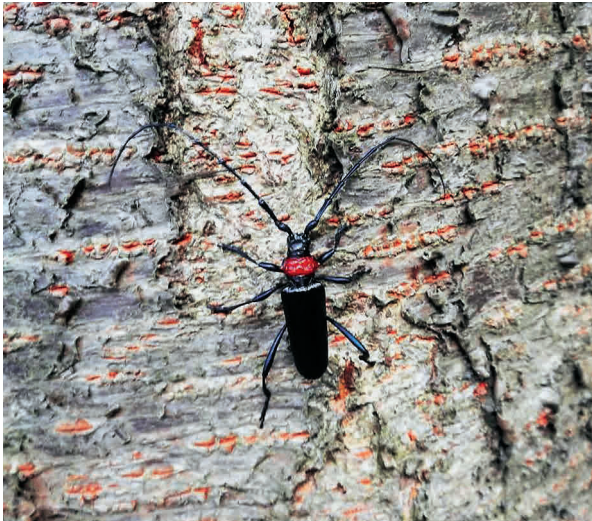


写真10-5 クビアカツヤカミキリ

■アライグマの計画的捕獲

特定外来生物のうち、県内で特に問題となっているアライグマについては、「埼玉県アライグマ防除実施計画（第3次計画）」に基づき、市町村と連携した計画的防除及び有害鳥獣捕獲により、令和2年度は62市町村で8,080頭を捕獲・駆除しました。また、捕獲されたアライグマの個体分析調査を行いました。



写真10-6 アライグマ

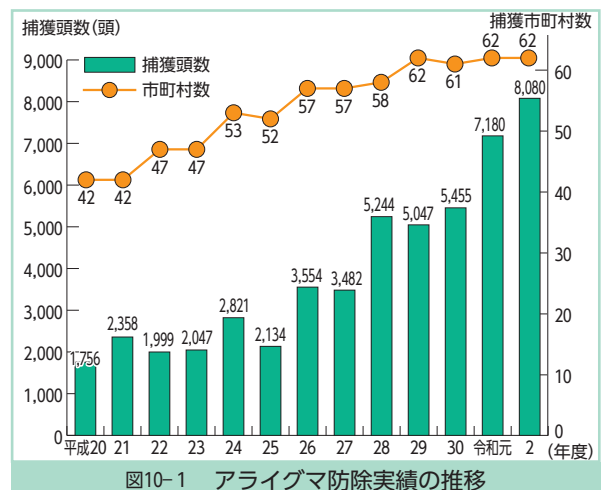


図10-1 アライグマ防除実績の推移

目標と進捗状況

指標	目標設定時	現状値	最終目標値	指標の定義・選定理由
希少野生動植物種の保護増殖箇所数(累計)	88か所 (H27年度末)	147か所 (R2年度末)	120か所 (R3年度末)	(定義) 希少野生動植物種の保護に関する条例で、県内希少野生動植物種に指定されている種の保護増殖箇所数。 (選定理由) 県内希少野生動植物種に指定されている種を保全していくためには、保護増殖の取組を推進していく必要があることから、この指標を選定。